

尾張旭市告示第 1 0 7 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の規定による送達すべき書類であって、その送達が困難であると認められるものについて、同法第 2 0 条の 2 の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、公示送達に係る書類は、総務部税務課で保管し、送達を受けるべき者からの申出があれば交付する。

令和 8 年 1 0 月 1 4 日

尾張旭市長 柴 田 浩

送達を受けるべき者の 氏名又は名称	送達すべき書類の名称 (通知書番号又は文書番号)
ヴー ティ キム アイン	令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税納税 通知書兼決定通知書 (1 2 1 0 3 7)
グエン ティ ミン トゥー	令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税納税 通知書兼決定通知書 (1 2 1 0 2 9)
チャン ドウック ズイ	令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税納税 通知書兼決定通知書 (1 2 1 3 6 3)
上 常信	令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税納税 通知書兼決定通知書 (1 0 7 5 3 1)
エルデネトヤ ノミン	令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税納税 通知書兼決定通知書 (1 1 7 7 5 7)